

II 需給調整・価格安定対策

1 輸入指定糖に関する業務

(1) 輸入指定糖売買業務

ア 輸入指定糖各種指標

(ア) 砂糖調整基準価格、指定糖調整率及び二次調整金

令和4砂糖年度に適用される価格調整法第3条第1項の砂糖調整基準価格、同法第9条第1項第1号の農林水産大臣の定める率（指定糖調整率）及び同法第24条第1項の農林水産大臣が定める額（二次調整金）は、令和4年9月30日に次のように告示された。

○砂糖調整基準価格 1,000キログラムにつき153,200円（153,200円）

○指定糖調整率 100分の37.00（100分の37.00）

○二次調整金 1,000キログラムにつき25,613円（25,613円）

注：（ ）内は令和3砂糖年度の数値である。

(イ) 機構買入価格（平均輸入価格）

輸入に係る指定糖の機構買入価格は、価格調整法第7条に基づき輸入申告の時に適用される平均輸入価格とされており、粗糖の平均輸入価格は、同法第6条並びに価格調整法施行令第7条及び第8条の規定に基づき、次の算定式に沿って、3か月ごとに農林水産大臣により定められ、表49のとおり告示された。

平均輸入価格

適用期間の初日前10日から遡って過去90日間のNY粗糖先物価格(NY11)の平均額	+	産地→日本 運賃、保険料、糖度調整、輸入諸掛り、プレミアム等	=	平均輸入価格
---	---	-----------------------------------	---	--------

(ウ) 機構売戻価格

機構売戻価格は、価格調整法第9条第1項第1号により、砂糖調整基準価格とその輸入申告の時に適用される平均輸入価格をもとに、指定糖調整率及び同号ハ及びニの農林水産大臣が定める額（指定糖調整金軽減額）を用いて表49のとおり3か月ごとに算定された。

(エ) 指定糖調整金軽減額

異性化糖及び加糖調製品に係る軽減額として農林水産大臣が定める額（指定糖調整金軽減額）は3か月ごとに定められ、表49のとおり告示された。

- ・適用期間 令和4年4月1日から6月30日まで
 - 異性化糖 1,000キログラムにつき 0円（令和4年3月29日告示）
 - 加糖調製品 1,000キログラムにつき 3,000円（令和4年3月29日告示）
- ・適用期間 令和4年7月1日から9月30日まで
 - 異性化糖 1,000キログラムにつき 0円（令和4年6月28日告示）
 - 加糖調製品 1,000キログラムにつき 3,000円（令和4年6月28日告示）

- ・適用期間 令和4年10月1日から12月31日まで
異性化糖 1,000キログラムにつき 0円 (令和4年9月28日告示)
加糖調製品 1,000キログラムにつき 3,900円 (令和4年9月28日告示)
- ・適用期間 令和5年1月1日から3月31日まで
異性化糖 1,000キログラムにつき 0円 (令和4年12月27日告示)
加糖調製品 1,000キログラムにつき 3,900円 (令和4年12月27日告示)

表49 指定糖の機構買入価格、売戻価格及び売買差額等の推移

(単位：円/トン)

年	区分 適用期間	NY11の平均値		買入価格 (平均輸入 価格)	価格調整法第 9条に基づく 調整金	指定糖調整金軽減額		売買差額 (調整金)	売戻価格
		90日間の 平均 (セント/ポンド)	円換算 (円/トン)			異性化糖 軽減額	加糖調製品 軽減額		
令和4年	4～6月	18.57	47,714	66,090	32,231	0	3,000	29,231	95,321
	7～9月	19.35	55,175	76,740	28,290	0	3,000	25,290	102,030
	10～12月	18.20	55,571	82,460	26,174	0	3,900	22,274	104,734
令和5年	1～3月	19.08	60,400	88,910	23,787	0	3,900	19,887	108,797

注：価格調整法第24条第1項の規定に該当する場合の売戻価格は、表中の売戻価格に、次の額が二次調整金分として加算される。

令和4年4月～令和4年9月…25,613円、令和4年10月～令和5年3月…25,613円

イ 輸入指定糖売買業務の実績

(ア) 概要

令和4事業年度においては、全適用期間を通じて平均輸入価格が砂糖調整基準価格を下回ったため、価格調整法第5条第1項の規定に基づき、売買が行われた。

a 粗糖

粗糖の売買のうち、条件付きでないものの売買契約数量は前年度比20.5%減の8万6347トン（177件）、売買差額は同32.6%減の27億8115万円、条件付きのものものの売買契約数量は同4.4%増の2978トン（74件）であった。

b 高糖度原料糖

高糖度原料糖（糖度が98.5度以上99.3度未満の粗糖以外の原料糖をいう。）の売買のうち、条件付きでないものの売買契約数量は前年度比5.7%増の94万8722トン（589件）、売買差額は同18.3%減の236億4630万6000円、条件付きのものものの売買契約数量は同11.6%減の3820トン（76件）であった。

c 粗糖・高糖度原料糖以外

粗糖・高糖度原料糖以外の売買のうち、条件付きでないものの売買契約数量は前年度比24.0%増の1万8908トン（1354件）、売買差額は同8.5%増の4億4510万2000円、条件付きのものものの売買契約数量は同6%減の1860トン（13件）であった。

(イ) 売買契約実績

a 粗糖

(単位：キログラム、円)

年月	総 数		うち条件付きのもの		うち条件付きでないもの		
	件数	数 量	件数	数 量	件数	数 量	売買差額 (調整金)
令和4年4月	22	13,123,622	5	225,344	17	12,898,278	377,030,845
5月	15	7,708,354	3	31,976	12	7,676,378	239,789,727
6月	22	14,303,942	4	49,448	18	14,254,494	576,829,613
7月	24	6,525,140	7	457,005	17	6,068,135	153,759,398
8月	21	13,713,226	7	221,101	14	13,492,125	405,988,588
9月	26	9,485,614	8	316,798	18	9,168,816	328,818,344
10月	20	3,310,316	6	260,432	14	3,049,884	112,490,601
11月	20	3,190,452	8	346,362	12	2,844,090	83,838,860
12月	19	2,075,782	8	251,771	11	1,824,011	70,286,717
令和5年1月	15	1,735,824	5	327,279	10	1,408,545	40,817,734
2月	19	2,996,926	5	53,725	14	2,943,201	75,277,642
3月	28	11,155,856	8	436,816	20	10,719,040	316,222,401
合 計	251	89,325,054	74	2,978,057	177	86,346,997	2,781,150,470

b 高糖度原料糖

(単位：キログラム、円)

年月	総 数		うち条件付きのもの		うち条件付きでないもの		
	件数	数 量	件数	数 量	件数	数 量	売買差額 (調整金)
令和4年4月	50	80,007,676	5	242,101	45	79,765,575	2,211,979,160
5月	43	67,466,255	4	203,670	39	67,262,585	1,912,989,779
6月	71	98,600,685	8	394,438	63	98,206,247	3,065,396,295
7月	57	76,253,307	10	412,589	47	75,840,718	1,804,250,683
8月	30	50,818,157	5	274,944	25	50,543,213	1,250,406,351
9月	83	113,719,605	9	457,156	74	113,262,449	3,114,682,334
10月	50	82,599,674	4	135,162	46	82,464,512	1,713,117,770
11月	65	114,448,741	8	488,366	57	113,960,375	2,533,462,366
12月	74	101,664,218	8	383,050	66	101,281,168	2,578,292,071
令和5年1月	47	48,629,987	7	252,773	40	48,377,214	889,511,833
2月	41	50,512,046	4	351,207	37	50,160,839	1,064,231,606
3月	54	67,821,973	4	224,854	50	67,597,119	1,507,985,525
合 計	665	952,542,324	76	3,820,310	589	948,722,014	23,646,305,773

c 粗糖・高糖度原料糖以外

(単位:キログラム、円)

区分 年月	総 数		うち条件付きのもの		うち条件付きでないもの		
	件数	数 量	件数	数 量	件数	数 量	売買差額 (調整金)
令和4年4月	138	1,756,810	1	19,200	137	1,737,610	37,746,117
5月	129	1,548,395	0	0	129	1,548,395	45,190,932
6月	111	1,893,596	2	239,602	109	1,653,994	54,200,992
7月	132	1,990,532	1	220,462	131	1,770,070	34,170,273
8月	119	1,764,547	2	440,924	117	1,323,623	33,031,732
9月	99	1,205,773	2	239,651	97	966,122	28,925,610
10月	101	1,645,694	1	220,418	100	1,425,276	31,337,608
11月	103	1,670,395	1	220,462	102	1,449,933	31,523,877
12月	97	1,702,955	1	19,200	96	1,683,755	44,736,160
令和5年1月	126	1,982,939	2	239,613	124	1,743,326	31,295,417
2月	84	1,690,906	0	0	84	1,690,906	22,101,999
3月	128	1,915,480	0	0	128	1,915,480	50,841,579
合 計	1,367	20,768,022	13	1,859,532	1,354	18,908,490	445,102,296

(2) 輸入指定糖入札業務

価格調整法第24条第1項の規定により農林水産大臣が定める額(二次調整金)の決定に資するため、輸入指定糖の価格に関する情報の収集を行うことを目的として輸入指定糖の入札を実施した。

輸入指定糖入札実施要領に基づき、入札参加者の登録を行い(令和4事業年度については20者)、入札を4回行った。各回とも、全量が上限価格(二次調整金額から1円を減じた額)で落札された(表50)。

表50 輸入指定糖の入札結果

輸入指定糖の入札(令和4事業年度)

区分 単位	上場数量 トン	申込者数 者	申込数量 トン	申込倍率 倍	落札者数 者	落札数量 トン	不落札数量 トン	落札率 %	落札価格			
									最高 円/トン	最低 円/トン	平均 円/トン	
令和3砂糖年度												
4-6月期(第3回) 令和4年4月20日	22,300	17	57,833	2.6	17	22,300	0	100.0	25,612	25,612	25,612	
7-9月期(第4回) 令和4年7月20日	22,300	16	57,534	2.6	15	22,300	0	100.0	25,612	25,612	25,612	
令和4砂糖年度												
10-12月期(第1回) 令和4年10月19日	24,300	17	68,190	2.8	17	24,300	0	100.0	25,612	25,612	25,612	
1-3月期(第2回) 令和5年1月18日	20,900	17	55,502	2.8	17	20,900	0	100.0	25,612	25,612	25,612	

(注) 1 不落札数量は、(上場数量-落札数量)である。
2 落札価格は、一次調整金の加算額であり、消費税及び地方消費税を含まない。

2 加糖調製品に関する業務

(1) 輸入加糖調製品糖各種指標

ア 加糖調製品糖調整基準価格及び加糖調製品糖調整率

令和4砂糖年度に適用される価格調整法第18条の2第1項の農林水産大臣が定める額(加糖調製品糖調整基準価格)及び同法第18条の6第

1 項の農林水産大臣の定める率（加糖調製品糖調整率）は、令和 4 年 9 月 30 日に次のように告示された。

○加糖調製品糖調整基準価格 1,000キログラムにつき 304,965円
(334,247円)

○加糖調製品糖調整率 100分の30.80（100分の30.40）

注：（ ）内は令和 3 砂糖年度の数値である。

イ 機構買入価格（平均輸入価格）

輸入加糖調製品に係る機構買入価格は、価格調整法第18条の4に基づき輸入申告の時に適用される加糖調製品糖平均輸入価格に加糖調製品糖含有率を乗じて得た額に、農林水産省令で定める輸入加糖調製品の種類の区分に応じて農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額とされており、加糖調製品糖平均輸入価格は、同法第18条の3及び価格調整法施行令第24条の8並びに第24条の9の規定に基づき、3か月ごとに農林水産大臣により定められ、表51のとおり告示された。

ウ 加糖調製品糖標準価格

加糖調製品糖標準価格は、価格調整法第18条の2第1項第2号の規定に基づき、輸入に係る粗糖についての機構売戻価格を価格調整法第9条第1項第1号に定める算式によって、加糖調製品糖の価格に換算して3か月ごとに農林水産大臣により定められ、表51のとおり告示された。

表51 加糖調製品糖の平均輸入価格等の推移

（単位：円／トン）

年	区分 四半期	平均輸入 価格	加糖調製品 糖標準価格
令和 5 年	1～3月	152,752	237,548

注：輸入加糖調製品の売買価格及び調整金（売買差額）は、売買ごとの単価が異なるため表示しない。

(2) 輸入加糖調製品売買業務の実績

ア 概要

令和 4 事業年度においては、全期間で平均輸入価格が加糖調製品糖調整基準価格を下回ったため、価格調整法第18条の2の規定に基づき売買

が行われた。

輸入加糖調製品の売買契約数量は39万4636トン、売買差額は93億738万円であった。

イ 売買契約実績

(単位：キログラム、円)

区分 年月	数量	売買差額
令和4年4月	37,217,380	767,371,733
5月	36,630,179	780,536,241
6月	33,266,356	692,634,750
7月	36,204,682	814,965,926
8月	34,955,425	834,192,593
9月	32,416,100	796,561,384
10月	32,274,710	813,312,213
11月	34,941,876	888,944,221
12月	28,571,114	704,856,456
令和5年1月	33,043,094	834,786,337
2月	26,258,666	649,396,933
3月	28,856,460	729,817,384
合計	394,636,042	9,307,376,171

3 異性化糖に関する業務

(1) 異性化糖各種指標

ア 異性化糖調整基準価格、異性化糖調整率及び二次調整金

令和4砂糖年度に適用される価格調整法第11条第1項の異性化糖調整基準価格、同法第15条第1項第1号の農林水産大臣の定める率（異性化糖調整率）及び同法第25条第1項第1号の農林水産大臣が定める額（異性化糖二次調整金）は、令和4年9月30日に次のように告示された。

- ・異性化糖調整基準価格 1,000キログラムにつき193,072円（189,886円）
- ・異性化糖調整率 100分の16.71（100分の17.42）
- ・異性化糖二次調整金 1,000キログラムにつき14,515円（14,321円）

注：（ ）内は令和3砂糖年度の数値である。

イ 機構買入価格（異性化糖平均供給価格）

異性化糖に係る機構買入価格は、国内産異性化糖にあつては、価格調整法第13条第1項に基づき、当該異性化糖の移出の時に適用される異性化糖平均供給価格、輸入異性化糖にあつては、同条第2項に基づき、当該異性化糖の輸入申告の時に適用される異性化糖平均供給価格とされており、同法第12条並びに価格調整法施行令第21条及び第22条の規定に基づき、3か月ごとに農林水産大臣により定められ、表52のとおり告示された。

ウ 異性化糖標準価格

異性化糖標準価格は、価格調整法第11条第1項の規定に基づき、輸入に係る粗

糖についての機構売戻価格を価格調整法施行令第16条に定める算式によって、標準異性化糖の価格に換算して3か月ごとに農林水産大臣により定められ、表52のとおり告示された。

エ 機構売戻価格

機構売戻価格は、価格調整法第15条第1項により、異性化糖調整基準価格と国内産異性化糖にあつてはその移出の時に、輸入異性化糖にあつてはその輸入申告の時に適用される異性化糖平均供給価格をもとに、異性化糖調整率を用いて3か月ごとに算定されることとなっている。

なお、同法第11条第1項ただし書の規定により、異性化糖平均供給価格が異性化糖標準価格を超える場合は、異性化糖の機構への売渡し義務がないこととされており、令和4事業年度においては全適用期間を通じて同規定が適用されたため、機構売戻価格は算定されなかった（表52）。

表52 異性化糖の機構買入価格、売戻価格及び異性化糖標準価格の推移

(単位：円/トン)

年度・適用期間		区分	買入価格 (異性化糖平均供給価格)	売戻価格	売買差額 (調整金)	異性化糖 標準価格
令和4事業年度	令和3砂糖年度	令和4年4～6月	161,557	—	—	134,244
		7～9月	178,340	—	—	140,702
	令和4砂糖年度	10～12月	183,071	—	—	146,491
		令和5年1～3月	184,982	—	—	150,390

注1：価格は、標準異性化糖についての価格であり、すべて消費税込の価格である。

注2：令和4事業年度は、平均供給価格が異性化糖標準価格を上回ったため売買は行われなかった。

注3：価格調整法第25条第1項第1号の規定に該当する場合の売戻価格は、表中の売戻価格に次の額が二次調整金分として加算される。

令和4年4月～令和4年9月…14,321円、令和4年10月～令和5年3月…14,515円

(2) 異性化糖売買業務の実績

令和4事業年度においては、全適用期間を通じて異性化糖平均供給価格が異性化糖標準価格を上回ったため、価格調整法第11条第1項ただし書の規定に基づき、異性化糖の売買は行われなかった。

4 輸入指定でん粉等に関する業務

(1) 指定でん粉等売買業務

ア 指定でん粉等各種指標

(ア) でん粉調整基準価格及び指定でん粉等調整率

令和4でん粉年度に適用される価格調整法第26条第1項のでん粉調整基準価格及び同法第31条第1項第1号の農林水産大臣の定める率(指定でん粉等調整率)は、令和4年9月30日に次のように告示された。

- でん粉調整基準価格 1,000キログラムにつき 175,760円 (165,960円)
- 指定でん粉等調整率 100分の5.217 (100分の4.483)

注:()内は令和3でん粉年度の数値である。

(イ) 機構買入価格(平均輸入価格)

輸入に係る指定でん粉等の機構買入価格は、価格調整法第29条に基づき、輸入申告の時に適用される平均輸入価格とされており、平均輸入価格は、同法第28条並びに同令第39条及び第40条の規定に基づき、3か月ごとに農林水産大臣により定められ、表53のとおり告示された。

(ウ) 機構売戻価格

機構売戻価格は、価格調整法第31条第1項により、でん粉調整基準価格とその輸入申告の時に適用される平均輸入価格をもとに、指定でん粉等調整率を用いて表53のとおり3か月ごとに算定された。

表53 でん粉の機構買入価格、売戻価格及び売買差額の推移

(単位：円/トン)

年度		区分 適用期間	買入価格 (平均輸入価格)	売戻価格	売買差額 (調整金)
令和4 事業 年度	令和3 でん 粉年 度	令和4年 4～6月	92,630	95,917	3,287
		7～9月	106,930	109,576	2,646
	令和4 でん 粉年 度	10～12月	106,480	110,094	3,614
		令和5年 1～3月	107,960	111,497	3,537

イ 輸入指定でん粉等の売買業務の実績

(ア) 概要

令和4事業年度においては、全適用期間を通じて平均輸入価格がでん粉調整基準価格を下回ったため、価格調整法第27条の規定に基づき売買が行われた。

a トウモロコシ（でん粉原料用輸入農産物）

トウモロコシ（でん粉原料用輸入農産物）の売買契約数量は前年度比4.2%増の313万6404トン（1,060件）、売買差額は同8.2%減の69億1705万4000円であった。

b でん粉

でん粉の売買契約数量は、糖化用でん粉が前年度比10.4%増の8万6922トン（227件）、化工でん粉用でん粉が同9.0%増の5万3161トン（310件）で、合計は同9.9%増の14万83トン（537件）であった。また、売買差額は、糖化用でん粉と化工でん粉用でん粉を合わせて同3.5%減の4億5294万8000円であった。

(イ) 売買契約実績

a トウモロコシ (でん粉原料用輸入農産物)

(単位：キログラム、円)

区分 年月		件数	数量	売買差額 (調整金)	
令和4年	4月	73	224,336,506	501,392,092	
	5月	97	291,022,846	650,436,058	
	6月	76	255,730,257	571,557,123	
	7月	89	300,334,101	540,601,385	
	8月	89	279,733,161	503,519,689	
	9月	100	302,024,129	543,643,432	
	10月	72	176,944,373	434,929,269	
	11月	106	325,475,205	800,018,045	
	12月	83	228,766,112	562,307,097	
	令和5年	1月	81	214,105,903	514,924,696
		2月	75	191,048,497	459,471,638
		3月	119	346,882,898	834,253,366
合計		1,060	3,136,403,988	6,917,053,890	

b でん粉

(単位：キログラム、円)

区分 年月		糖化用でん粉		化工でん粉用でん粉		でん粉合計		売買差額 (調整金)	
		件数	数量	件数	数量	件数	数量		
令和4年	4月	18	6,426,000	13	2,422,000	31	8,848,000	29,083,376	
	5月	26	12,357,300	39	7,711,200	65	20,068,500	65,965,157	
	6月	22	8,246,700	19	3,679,300	41	11,926,000	39,200,760	
	7月	16	5,355,000	36	6,027,500	52	11,382,500	30,118,095	
	8月	21	6,612,150	29	4,269,400	50	10,881,550	28,792,581	
	9月	21	7,973,000	41	8,507,000	62	16,480,000	43,606,080	
	10月	13	4,947,000	16	1,473,300	29	6,420,300	23,202,963	
	11月	22	8,738,000	23	4,412,500	45	13,150,500	47,525,907	
	12月	14	6,409,000	23	2,680,400	37	9,089,400	32,849,091	
	令和5年	1月	20	7,344,800	33	6,533,000	53	13,877,800	49,085,778
		2月	21	7,582,000	22	4,152,000	43	11,734,000	41,503,158
		3月	13	4,930,850	16	1,293,400	29	6,224,250	22,015,171
合計		227	86,921,800	310	53,161,000	537	140,082,800	452,948,117	